

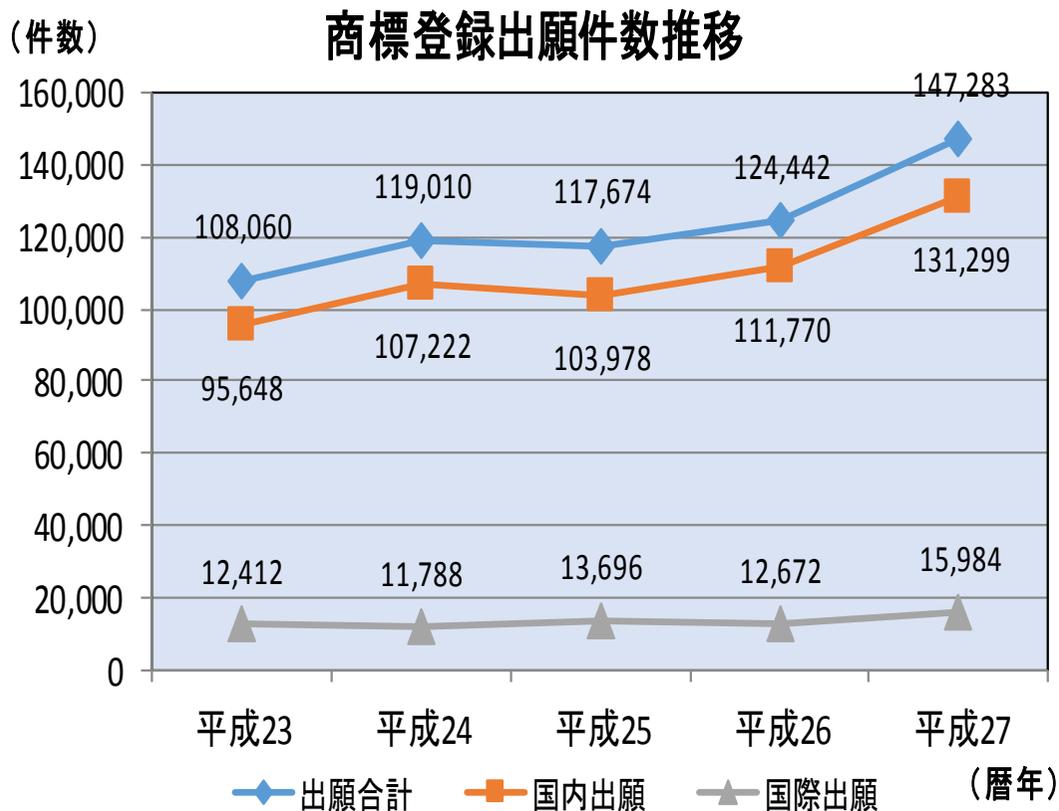
商標政策を巡る最近の動向

平成28年7月
特許庁

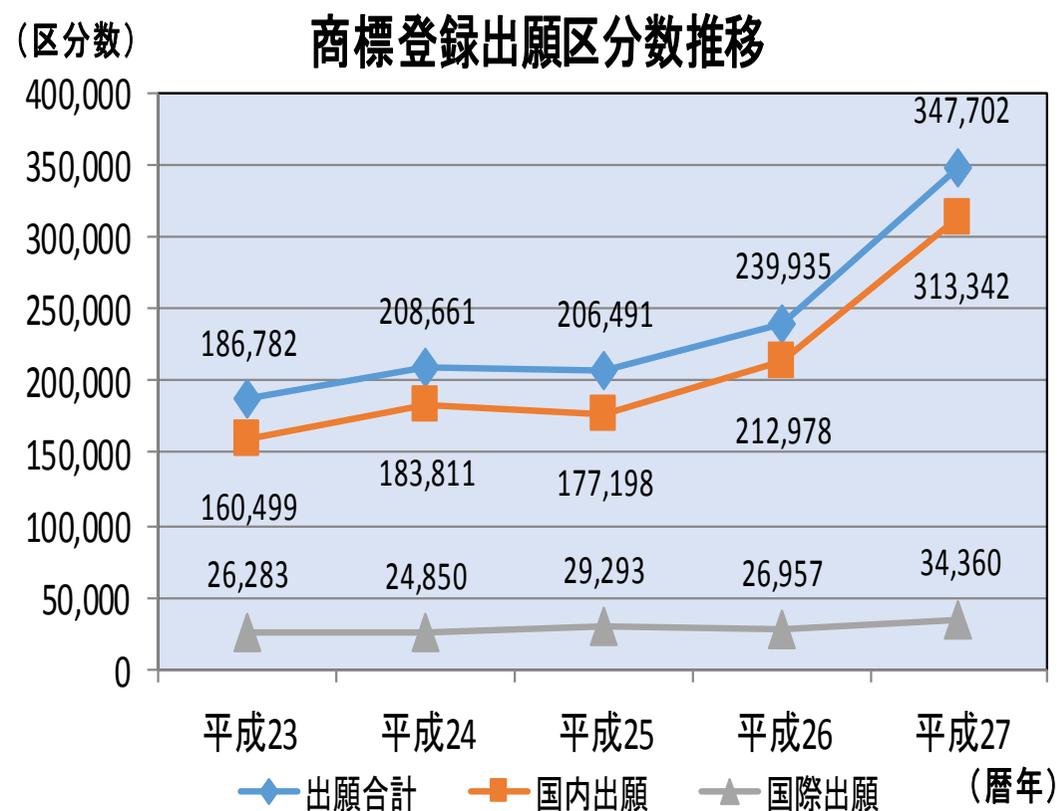
1. 商標の出願・処理状況	P2
2. 商標法の改正	P6
(1)新しいタイプの商標 (2)地域団体商標制度 (3)平成27年法改正	
3. 商標審査基準の改訂	P11
(1)概要 (2)具体的な整備項目	
4. 商標審査の品質管理	P15
5. 商標分野における国際協力	P17
(1)商標5庁会合 (2)ASEAN協力 (3)WIPO・2庁間における取組	

1. 商標の出願・処理状況

■ 平成27年の出願件数※国際以外は、13万1千件（前年比18.4%増）。出願1件当たりの平均区分数は2.36（前年1.93）。また、国際商標登録出願の件数も、平成27年は1万6千件で、前年比26.1%の大幅増。



出典：特許行政年次報告書

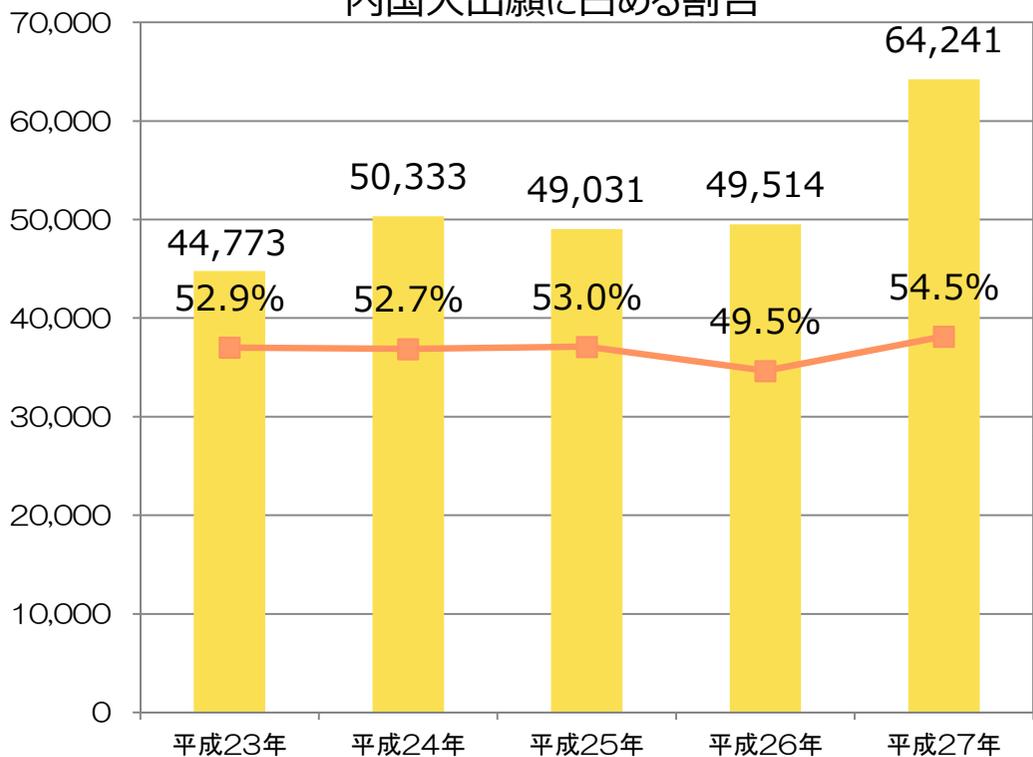


出典：特許行政年次報告書

1. 商標の出願・処理状況

- ▶ 内国人による出願件数に占める中小企業出願件数の割合は50%前後。
- ▶ 過去5年間に於いて代理人を利用した出願の割合は60%台となった。

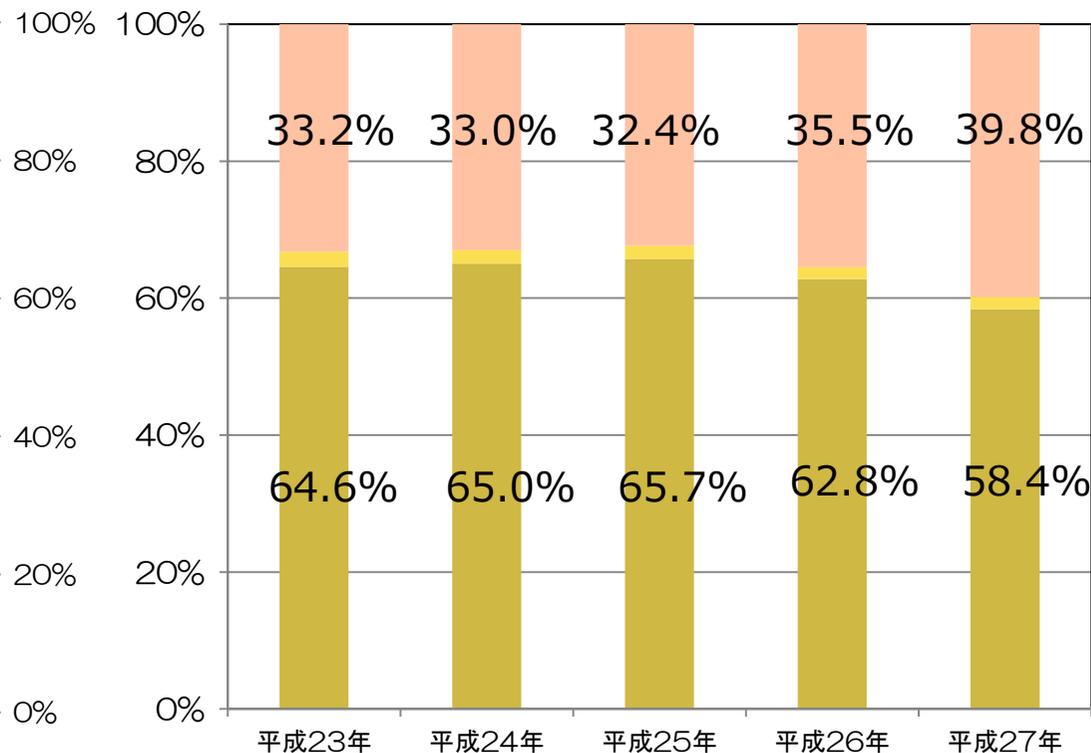
中小企業による出願件数と 内国人出願に占める割合



■ 中小企業による出願件数
■ 内国人出願件数に占める中小企業による出願の割合

出典：特許行政年次報告書

代理人有無割合の推移



■ 弁理士 ■ その他代理人 ■ 本人出願

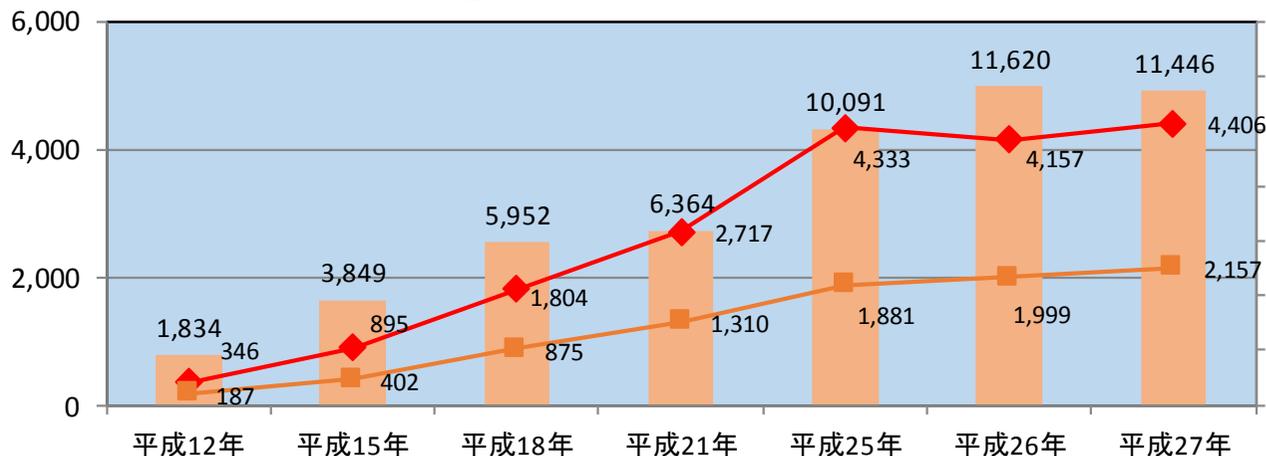
出典：特許行政年次報告書

1. 商標の出願・処理状況

■ 平成12年に日本がマドリッドプロトコルに加盟して以来、マドリッドプロトコルを利用した日本から、及び日本への国際出願件数は増加傾向。

(件数・区分数)

日本を本国官庁とする外国への出願



出典：特許行政年次報告書

指定国数 区分数 件数

(指定国数)

日本を本国官庁とする外国への主な出願 (平成27年)

順位	国	件数
1	中国	1,341
2	米国	1,330
3	EUIPO (欧州)	1,091
4	韓国	1,022
5	シンガポール	785

出典：特許行政年次報告書

日本を指定国とする外国からの主な出願 (平成27年)

順位	国	件数
1	米国	3,876
2	EUIPO (欧州)	2,607
3	ドイツ	1,319
4	フランス	1,210
5	スイス	1,168

出典：特許行政年次報告書

日本を指定国とする外国からの出願

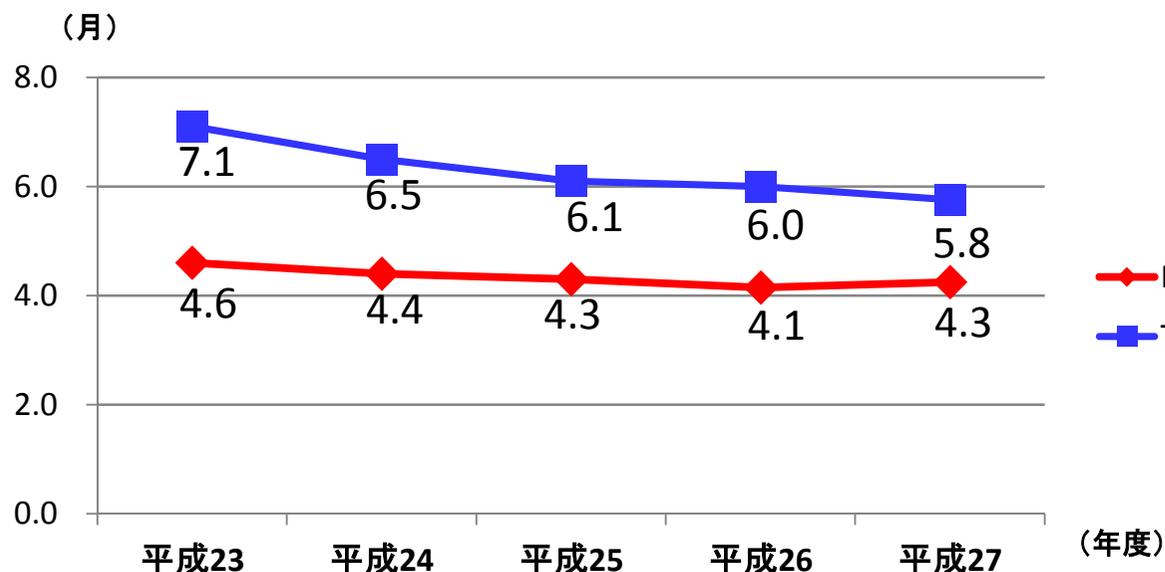


出典：特許行政年次報告書

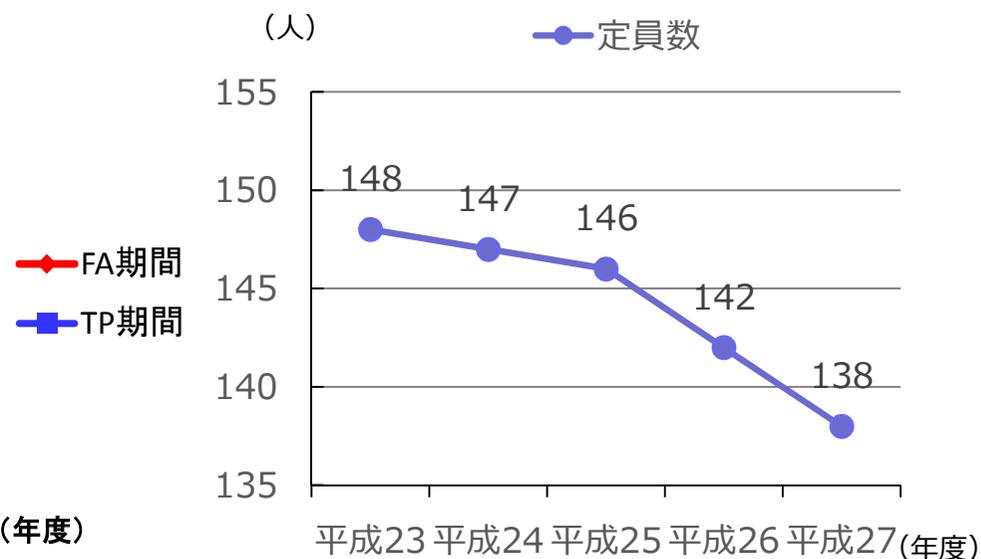
1. 商標の出願・処理状況

- 審査官一人一人の審査能力の向上に加え、電子化の推進及び民間活力の活用等により、一次審査通知までの期間（FA）及び審査終了までにかかる期間（TP）は短縮傾向にある。
- 平成27年度は出願件数増加の影響により、FA期間4.25か月となった。

商標審査の平均FA期間・TP期間の推移



商標審査官定員数の推移



平成28年度実施庁目標（抜粋）

- F A 期間※ 平均4.9か月を切る
- T P 期間※ 平均7.2か月を切る

※新しいタイプの商標の出願を除く。また、TP期間については、出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。

2. 商標法の改正

(1) 新しいタイプの商標(出願・登録状況)①

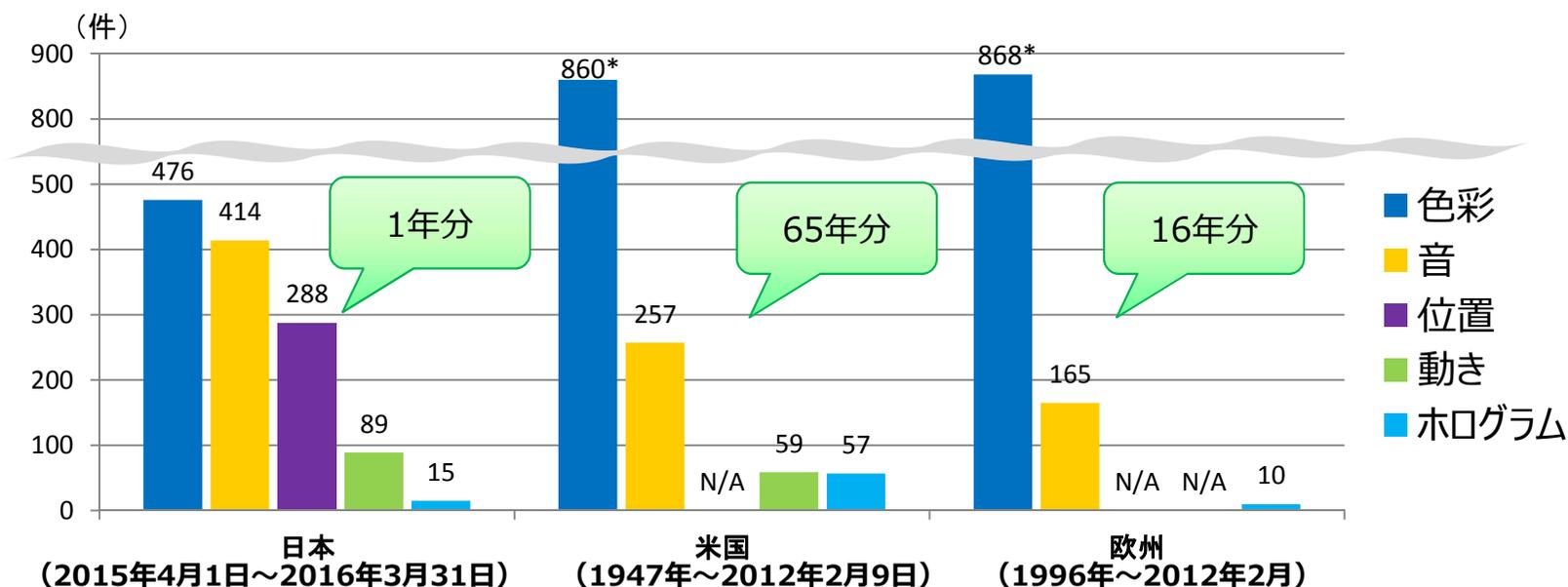
- 企業の多様なブランド戦略を支援するため、欧米等では既に保護対象となっている、動き、ホログラム、音、色彩、位置の5つのタイプの商標について、平成27年4月1日から出願の受付を開始。

新しいタイプの商標の出願・登録状況

(平成28年6月30日現在)

	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	ホログラム
出願件数	1,329	446	478	295	94	16
登録件数	86	39	0	9	36	2

海外との出願比較



*色彩のみでなく文字や図形などに色がついたものも含まれている場合がある。

2. 商標法の改正

(1) 新しいタイプの商標(登録例)②

- 平成27年10月27日、新しいタイプの商標について43件を登録査定とする初めての判断結果を公表。
- 平成28年6月30日現在、86件（音39件、動き36件、位置9件、ホログラム2件）の商標が登録されている。

登録例

<音商標>



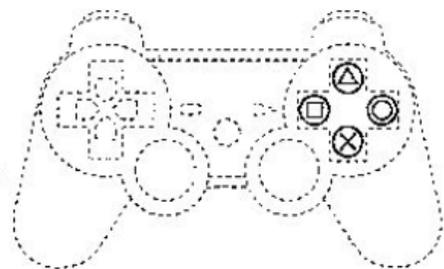
登録第5804299号
権利者：久光製薬（株）

<ホログラム商標>



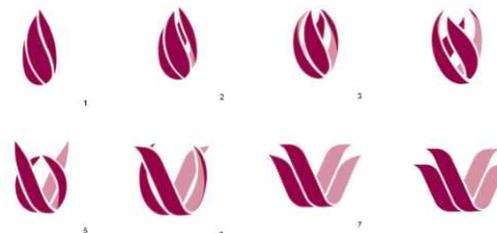
登録第5804315号
権利者：三井住友カード（株）

<位置商標>



登録第5858802号
権利者：（株）ソニー・インタラクティブエンタテインメント

<動き商標>



登録第5804316号
権利者：（株）ワコール

2. 商標法の改正 (2) 地域団体商標制度

制度概要

- 地域団体商標制度は、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、地域ブランドの保護による我が国産業競争力の強化及び地域経済の活性化を目的として平成18年4月に導入された制度。平成28年6月17日に600件目となる地域団体商標「比婆牛」が登録された。
- 制度導入時の登録主体は事業（農業、漁業等）協同組合等のみとなっていたが、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人（NPO法人）も新たな地域ブランドの普及の担い手となっている状況を踏まえ、平成26年法改正（平成26年8月施行）により、これらの団体についても新たに地域団体商標の登録主体に追加。
※新たに登録主体に追加された団体による登録件数は計5件（商工会1件、商工会議所3件、NPO法人1件）（平成28年6月30日現在）。

組合等による登録例

農業協同組合

「比婆牛」

（庄原農業協同組合）
商標登録第5859218号



漁業協同組合

「越前がに」

（福井県漁業協同組合連合会）
商標登録第5089307号



事業協同組合

「長崎カステラ」

（長崎県菓子工業組合）
商標登録第5003044号



商工会、商工会議所、NPO法人による登録例

商工会

「氏家うどん」

（栃木県 氏家商工会）
商標登録第5817109号



商工会議所

「中津からあげ」

（大分県 中津商工会議所）
商標登録第5817143号



NPO法人

「小豆島オリーブオイル」

（香川県 NPO法人小豆島オリーブ協会）
商標登録第5800807号



2. 商標法の改正

(3) 平成27年法改正（商標法に関するシンガポール条約）①

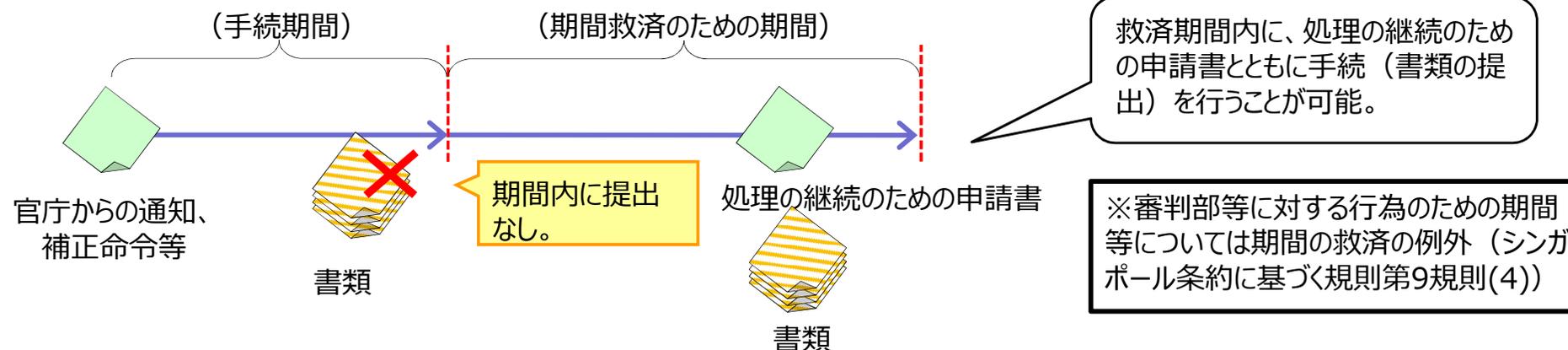
シンガポール条約の概要

- 平成18年3月採択、平成21年3月発効。
- 条約の締約国は42カ国及び2機関（平成28年5月31日現在）。
- 平成8年に発効済みの商標法条約(Trademark Law Treaty; TLT)の内容を取り込んだ、各国で異なる商標登録出願等に関する手続の統一化及び簡素化を目的とし、出願人の利便性向上及び負担軽減を図る条約。

日本商標法の対応

- 日本は平成9年に商標法条約に加入しており、シンガポール条約のうち、手続期間経過に対する救済規定(シンガポール条約第14条(2))以外の規定については既に商標法で担保済み。
- シンガポール条約に加入するため、法定期間、指定期間に関わらず手続期間経過に対する救済規定を商標法に新たに設けるなど(シンガポール条約第14条(2)(ii)を想定)、シンガポール条約実施のための法改正を平成27年7月に行った。
- 改正商標法は平成28年4月に施行。

期間救済のイメージ



2. 商標法の改正

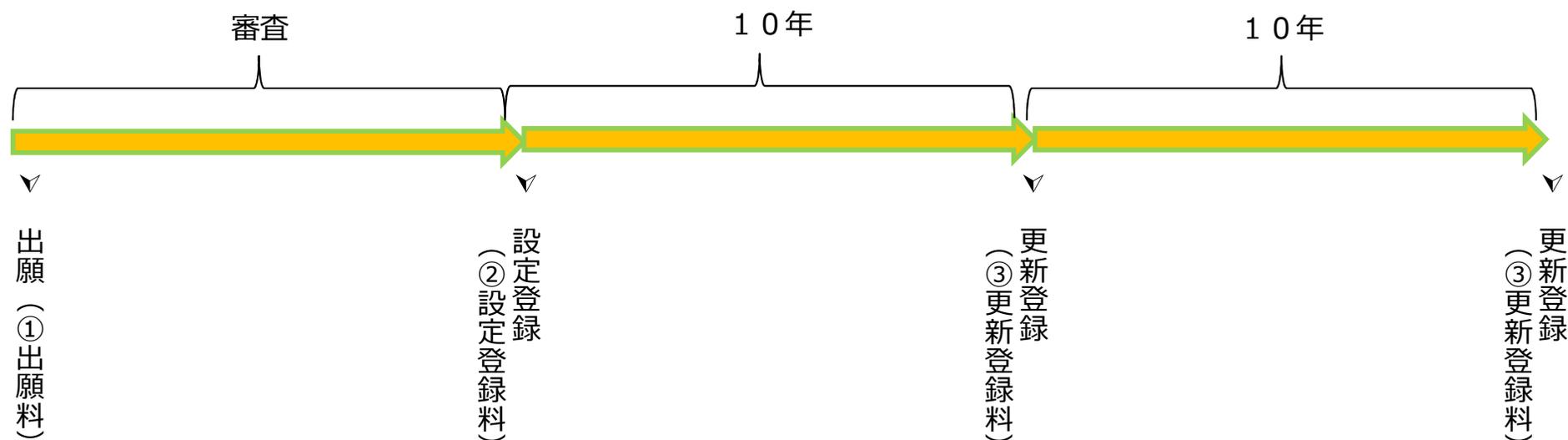
(3) 平成27年法改正（登録費用・更新費用の見直し）②

登録費用・更新費用の見直し

- ユーザーの負担を軽減し、商標の更なる活用を通じた企業競争力の強化と経済活性化を促進させることを目的として、料金の見直しを検討。
- 設定登録料を25%程度、更新登録料を20%程度引き下げ。
- 改正商標法は平成28年4月に施行。

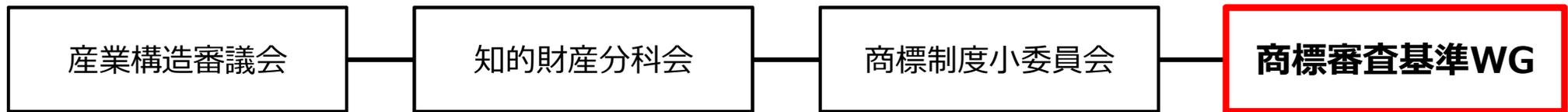
	旧料金	新料金	条文（日本商標法）
設定登録料（10年分）	37,600円×区分数	28,200円 ×区分数	第40条第1項 第68条の30第1項第2号
更新登録料（10年分）	48,500円×区分数	38,800円 ×区分数	第40条第2項 第68条の30第5項

商標の取得・維持の手続と料金



3. 商標審査基準の改訂（1）概要

- 商標を取り巻く状況や取引の実情に即した「商標審査基準」の整備を図るため、商標審査基準ワーキンググループを平成24年に設立し、検討課題について審議を行っている。
- 平成27年度及び平成28年度は、審査基準の全面的な見直しについて審議を行っている。



平成27年度に議論

商標の識別力に関する審査基準（主に商標法第3条）について、審決例・裁判例をもとに内容及び例示を見直し、より明確かつわかりやすいものになるように改訂した。

- 書籍等の題号（商標法第3条第1項第3号）
- 標語・キャッチフレーズ（商標法第3条第1項第6号）
- 使用による識別性（商標法第3条第2項）
- 国・地方公共団体の著名な標章と同一又は類似の商標（商標法第4条第1項第6号）

平成28年度に議論を行う内容

- 商標の不登録事由（主に商標法第4条）に関する審査基準について
- 商標法第3条の改訂と同様に、ユーザーニーズや近時の裁判例等の動向を踏まえた内容面の見直し、各条文について要件ごとに基準を整理して記載する等の形式面の見直しを行う。
- 第18回商標審査基準ワーキンググループ（平成28年6月17日開催）

3. 商標審査基準の改訂（2）具体的な整備項目①

平成27年度の改訂のポイント

商標法第3条第1項柱書 自己の業務に係る商品又は役務について使用する商標について

- 法令に定める国家資格等が必要な場合において、当該資格を有しないことが明らかなき場合は商標法第3条第1項柱書に該当することを明記
- 「使用をする商標」について
指定役務が、例えば、国家資格等を有することが義務づけられていて、出願人の名称等からその業務を行い得ることを確認できない場合には、商標を使用できない蓋然性が高いものとして、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する旨の拒絶理由の通知を行い、出願人が指定役務を行い得るか確認する。

商標法第3条第1項第3号 書籍の題号について

- 商標が商品の内容等を認識させる場合について、具体的事情を明記
- 商品等又は役務の提供の用に供する物の内容について
 - (1) 「書籍」、「電子出版物」等の商品との関係で、出願商標が、著作物の分類・種別等の一定の内容を明らかに認識させる場合は、商品の「品質」を表示
 - (2) 「書籍」、「放送番組の制作」等の商品又は役務との関係で、出願商標が題号又は放送番組名と認識され、当該題号等が特定の内容を認識させる場合は、商品の「品質」又は役務の「質」を表示

3. 商標審査基準の改訂（2）具体的な整備項目②

商標法第3条第1項第6号 標語・キャッチフレーズについて

- キャッチフレーズに該当するかという形式論ではなく、商標が宣伝広告や企業理念・経営方針等を表したものとしてみ認識される場合には、識別力がないもの、という判断基準を明記
- 指定商品若しくは指定役務の宣伝広告又は企業理念・経営方針等を表示する標章のみからなる商標について
 - (1) 宣伝広告又は企業理念・経営方針等を普通に用いられる方法で表示したものとしてみ認識させる場合には本号に該当
 - (2) 宣伝広告と認識されるか否かは、商標全体から生じる観念と指定商品又は指定役務との関連性、指定商品又は指定役務の取引の実情、商標の構成及び態様等を総合的に勘案
 - (3) 企業理念・経営方針等としてみ認識されるか否かは、全体から生ずる観念、取引の実情、全体の構成及び態様等を総合的に勘案

商標法第3条第2項 使用による識別力について

- 出願商標と使用商標が外観上厳密には一致しない場合や指定商品・指定役務と使用商品・使用役務が厳密には一致しない場合であっても、本項の適用が認められる場合があることを明記
- 商標の「使用」について
 - (1) 商標について
出願商標と使用商標とが外観において異なる場合は、出願商標を使用しているとは認めない。
ただし、外観上厳密には一致しない場合でも、外観上の差異の程度や取引の実情を考慮して判断する。
 - (2) 商品又は役務について
商標の指定商品又は指定役務と使用商標の使用する商品又は役務とが異なる場合には、商標を使用しているとは認めない。
ただし、厳密には一致しない場合でも、取引の実情を考慮して判断する。

3. 商標審査基準の改訂（2）具体的な整備項目③

商標法第4条第1項第6号 国・地方公共団体等の著名な標章と同一又は類似の商標

- 具体例とともに判断基準の明確化
- 「標章」について
国等の正式名称のみならず、略称、俗称、シンボルマークその他需要者に国等を想起させる表示等
例) 公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章
 - ① 国際オリンピック委員会の略称である「I O C」
 - ② 日本オリンピック委員会の略称である「J O C」
- 「著名」について
「著名」の程度については、公益保護の趣旨に鑑み、必ずしも全国的な需要者の間に認識されていることを要しない。

全体を通して

- 近時の裁判例等を踏まえて、例示等を更新
- 審査基準で使用する用語の統一化
- 審査基準の改訂に伴う審査便覧の見直し
※審査便覧 商標審査基準を補足し、出願手続（願書の記載方法等）における留意点、審査における取扱い等を解説し、整理したもの。

4. 商標審査の品質管理

- 産業構造審議会の下に審査品質管理小委員会（外部委員会）を設置（平成26年度）。
※委員は大学教授、弁護士・弁理士、民間企業、品質管理専門家等の11名
- 外部の専門家の視点から、特許庁における審査の品質管理の実施体制・実施状況等について、客観的な評価及び改善点についての提案を受け、品質管理施策に反映。

■ 商標審査の質の維持・向上を図るための取組み

取組 1：品質管理の基本原則（品質ポリシー）・品質管理マニュアル等文書の策定と周知徹底

- ・商標審査に関する品質管理・その実施体制、及び審査の各過程において行うべき手順を定め
文書化し、公表

取組 2：品質保証に関する取組

- ・審査官が行った審査の内容について、管理職が全件チェック（決裁）
- ・審査官・管理職間で意見交換を行う協議の実施
- ・出願人等との意思疎通を図る面接・電話対応

取組 3：品質検証に関する取組

- ・決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、品質監査を実施
- ・商標審査全般の質や特定案件の審査の内容について、ユーザー評価調査を実施
- ・審査段階と審決とで判断が相違した場合の要因分析を実施



特許庁の審査に関する
品質ポリシー

特許庁は、
特許・意匠・商標の
審査の質を一層
向上させるため、
「品質ポリシー」を
策定しました。

品質ポリシーは、審査の品質管理の基本原則を示したものです。国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利の設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引秩序の維持を図る上で重要であるため、特許庁は、この品質ポリシーに基づいて「世界最速・最高品質の審査」の実現に取り組んでまいります。

<お問い合わせ先>
特許庁総務局総務課
電話：03-3581-1101(内線2160) F.A.X:03-3593-2397

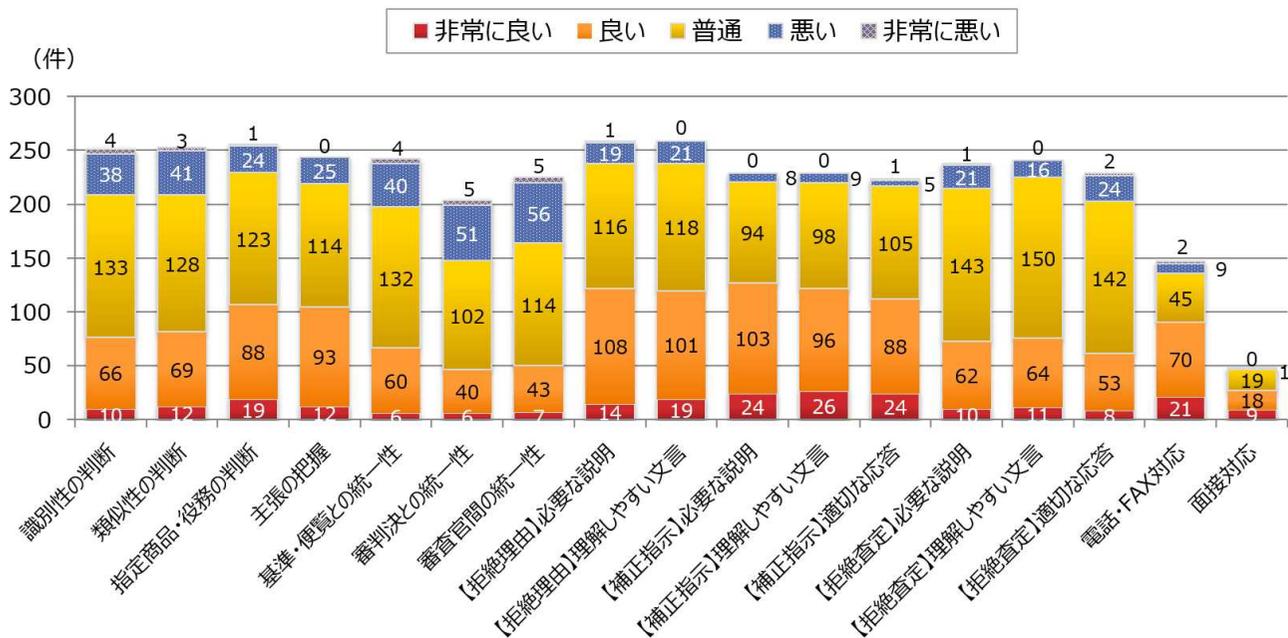
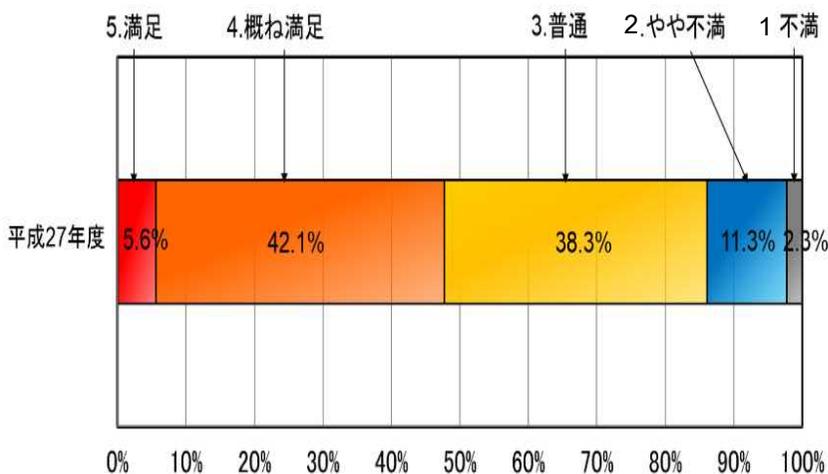
4. 商標審査の品質管理

■ 平成27年度商標審査の質に関するユーザー評価調査結果概要

- ・調査対象者：400者（内国出願）出願件数上位540者から360者
（外国出願）出願件数上位60者から40者(代理人)
- ・調査種類：(A)商標審査全般の質についての調査
(B)特定の出願における商標審査の質についての調査

図1. 商標審査の質全般の評価

図2. 商標審査における個別項目に対する評価



5. 商標分野における国際協力

(1) 商標5庁会合（概要）①

- 商標5庁会合（TM5）は、平成24年に日米欧中韓の商標5庁により創設された協力の枠組み。国際的な協力を図り、ユーザーの商標が世界各国で適切に保護、活用される環境を整備することで企業のグローバルな事業活動を支援することを目的としている。現在13のプロジェクトを推進中。

プロジェクト

- ① 悪意の商標出願対策PJ（日本）
- ② イメージサーチPJ（日本）
- ③ マドプロ情報拡充PJ（日本）
- ④ TM5ユーザー参画PJ（欧州&日本）
- ⑤ タクソミーとTMクラスPJ（欧州）
- ⑥ TMビューPJ（欧州）
- ⑦ 共通統計PJ（欧州）
- ⑧ IDリストPJ（米国）
- ⑨ 共通ステータス表示PJ（米国）
- ⑩ 非伝統的商標へのインデックス付けPJ（米国）
- ⑪ TM5 ウェブサイトPJ（韓国）
- ⑫ 審査結果に関する比較分析PJ（韓国）
- ⑬ TM5各庁の商品・役務表示の記載方法に関する情報の提供PJ（韓国）



5. 商標分野における国際協力

(1) 商標5庁会合（日本リードのプロジェクト）②

悪意の商標出願対策プロジェクト

- 「悪意の商標出願」とは、一般的に、他人の商標がその国、地域で登録されていない事実を利用して、不正な目的でなされる出願をいう。
- 各庁の法令や運用等の情報交換、意見交換を通じ悪意の商標出願に関する知見を高めるとともに、問題解決に向けた実践を模索することを目的。
- これまでに3回の「悪意の商標出願セミナー」(平成25年東京、平成26年香港、平成28年東京)を開催した他、「悪意の商標出願に関するTM5の制度・運用」報告書を取りまとめ、TM5ウェブサイト及び特許庁ホームページで公表。
- 今後は、平成28年度中に「悪意の商標出願事例集」の作成を予定している。

図形商標のイメージサーチプロジェクト

- 図形商標審査に利用可能なイメージ検索エンジンの開発促進を目的
- 第3回TM5年次会合で、商標の画像イメージ検索における課題と解決策等についてまとめた報告書を取りまとめ、同報告書をTM5ウェブサイト及び特許庁ホームページで公表。

国際商標出願の利便性向上プロジェクト

- 国際商標出願制度の利用の促進を目的
- TM5各庁の国内手続に関する情報（ガイド）を作成しTM5ウェブサイトで公表。今後はWIPOと協同し、他の締約国における制度や手続に関する情報を提供する予定。



<第3回悪意の商標出願セミナー（東京）>

5. 商標分野における国際協力 (2) ASEAN協力

- ASEANをはじめ成長著しい新興国・地域において、我が国企業の知的財産権が適切に保護される環境の整備は喫緊の課題。
- 「日ASEAN知的財産権アクションプラン」（平成27年5月「日ASEAN特許庁長官会合」で締結）に基づき、ASEAN諸国におけるマドリッドプロトコル（商標の国際登録制度）の加盟・運用のための支援・人材育成等を実施。

平成27年度の主な実績

【受入】

- ・マレーシア、タイ他8カ国：マドプロ研修（20名）
- ・ベトナム：商標審査官受入れ研修（10名）
- ・ミャンマー：商標審査コース研修（9名）
- ・インドネシア：商標審査コース研修（5名）

【派遣】

- ・カンボジア：マドプロワークショップ（1名）
- ・ベトナム：悪意の商標出願セミナー（1名）
- ・ミャンマー：商標審査官派遣（2名）
- ・マレーシア：商標審査官派遣（2名）

今後の予定

- 各国のニーズに対応した商標審査環境及び体制の充実のための支援
 - ・マドプロ、シンガポール条約への加入支援
 - ・分類審査手法の共有、商品役務審査基準の策定の支援
 - ・審査処理促進を実現するための管理体制構築の支援
 - ・新しいタイプの商標の審査運用の共有
- 国別の受入研修・審査官派遣等を通じた審査官能力の向上支援

5. 商標分野における国際協力

(3) WIPO・2庁間における取組

マドリッド制度の法的発展に関する作業部会

- マドリッド協定議定書
加盟国数：97カ国（平成28年6月現在）
- マドリッド制度の利便性向上、将来構想等について議論する作業部会を年1回のペースで開催。
- 第14回作業部会（平成28年6月）では、共通規則の改正案等について議論が行われたほか、標章の同一性の問題等、マドリッド制度の発展のために今後議論すべきテーマについて合意がなされた。

ニース同盟専門家委員会

- ニース協定
加盟国数：84カ国（平成28年6月現在）
国際分類採用国数：約150カ国
- 国際分類の見直しについて議論するため、年1回のペースで開催。
- 我が国ユーザー団体のニーズを国際分類に反映。
- 第26回専門家委員会（平成28年4月）では、「人工知能搭載の人型ロボット」（第9類）、「オーディオミキサー」（第9類）、「和食の提供」（第43類）等が採択。

Madrid Goods and Services Manager (MGS) への協力

- MGS（商品・役務検索DB）のデータ用に、商品・役務表示の和訳・採否・類似群コードの情報をWIPOへ提供。
- MGSでの類似群コード情報の利用開始：
平成28年3月
(URL: <http://www.wipo.int/mgs/?lang=jp>)

2庁間における取組

- 韓国とは日韓専門家会合、審査官協議を1年に1回のペースで開催。その他にも、日韓類似群コード対応表の作成・公表や、地域団体商標・地理的表示リストの交換を行っている。
- 台湾とは日台審査官協議を1年に1回のペースで開催。その他にも、日台類似群コード対応表の作成・公表、地名リストの交換を行っている。
- 中国とは日中知的財産権ワーキンググループを1年に1回のペースで開催。